



令和5年9月

お客さま各位

大田原信用金庫

インボイス制度における当金庫の対応の概要について

日頃は、大田原信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。なお、具体的な要件等は顧問税理士等にお問い合わせください。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T7060005004281

記

当金庫が交付するインボイス

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例：振込手数料、両替手数料、残高証明書発行手数料 など

2. 各サービスでお支払いいただく各種手数料について

各サービスにてお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの発行をご希望されるお客さまに対して、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成いたします。

「インボイス管理票」の発行をご希望されるお客さまは、窓口または渉外係までお申し込みください。

例：インターネットバンキングによる振込手数料・口座振替手数料、月間基本手数料など



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL 0287 (24) 2266

当金庫にご提出いただくインボイス

3. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

その他の留意事項

4. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATMから出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

以 上



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL 0287 (24) 2266